

お気軽にご相談ください

若狭町 成年後見センター

例えば・・・
このような困りごと
ありませんか？

一人暮らしの親の
もの忘れが進んで
きたけど、通帳管理
などをどうしたら
いいだろう？

定期預金の
解約をしようと
したら銀行から
後見人を選任する
ように言われた

成年後見人を
付けたいけど
どうしたら
いいのかな？

成年後見制度とは・・・
認知症・知的障害・精神障害などの理由で
判断能力が十分でない方が財産管理や日常生活などでの
契約を行うときに不利益を被り悪質商法の被害者となる
ことを防ぎ権利と財産を守り、支援する制度です。

相談窓口・
お問い合わせ

若狭町成年後見センター TEL:0770-62-2702
(若狭町地域包括支援センター内)

	任意後見制度	法定後見制度
対象者	判断能力が不十分になったときに備えておきたい方	判断能力が不十分な方 (財産管理や契約などが一人でできない)
申立てができる方	本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見人となる方	本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長(身寄りがない方)など
申立てに必要な書類	申立書、戸籍謄本、住民票、診断書、財産目録、収入印紙、郵便切手など	
申立て先	本人の住所地を管轄する家庭裁判所	
選任される成年後見人等	あらかじめ本人が選んだ代理人	裁判所が選任(親族、弁護士、司法書士、社会福祉士など)
成年後見人等ができること	任意後見契約で決めておいた内容	預貯金や不動産の管理サービス利用の契約、保険の手続きなど